

## 令和元年5月15日記者発表 職員の懲戒処分の概要

### 消防職員の懲戒処分について

さいたま市消防長は、地方公務員法の規定に基づき、消防職員の懲戒処分を行いましたので次のとおり公表します。

#### 1 事件の概要

当該職員は、平成30年1月14日（日）17時30分頃、当時自宅近くのスーパーに入店する際、店内入口の買物カートの取手にあつたカバンを自宅に持ち去り、財布から現金約5千円を抜き取り、さらに当該財布にあつた銀行のキャッシュカードを使用し、自宅近くのコンビニエンスストアのATMから現金25万円を引き出し窃取したもので、令和元年5月9日（木）にさいたま区検察庁へ書類送検されたもの。

#### 2 処分内容等

##### (1) 被処分者

消防局 主事 （31歳）

##### (2) 処分内容

免職

##### (3) 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反
- ・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

#### 3 処分年月日

令和元年5月15日（水）

問い合わせ先：消防職員課

課長：八角

担当：萩原

電話：833-9256

内線：5450